

（３） プログラムに関する特例について

貿易関係貿易外取引等に関する省令の改正（平成２４年８月１日施行）により、貨物と同時に提供されるプログラムに関する特例（貿易外省令第９条第２項第十四号ハ）の適用条件から「書換え・取替えが物理的に困難であるもの」という条件が削除され、「該当貨物と同時に提供される当該貨物を使用するために特別に設計されたプログラムであって、いかなる形でもソースコードが提供されないもの」については役務取引許可を受けずに提供できることとなった。（表4.2-2参照）これにより、外為令別表の２の項（２）貨物等省令第１５条第２項及び６の項（３）貨物等省令第１８条第３項第一号に該当する「数値制御装置として機能することを可能にするプログラム」であっても、例えば当該プログラムが特定の５軸輪郭制御が可能な工作機械に専用設計され、当該工作機械と同時に提供される場合には役務取引許可が不要となった。尚、ここで言う「特別に設計されたプログラム」については、役務通達に以下の解釈がある。

役務通達 １（３）用語の解釈

ケ 特別に設計されたプログラムとは、特定の装置が当初設計された機能を達成する上で必要な最小限のオペレーティングシステム、診断システム、保守システム又はアプリケーションプログラムであって、機械語で表されており、かつ、他の互換性のない装置に同じ機能をもたせる場合にこのプログラムの修正又はプログラムの追加が必要なものをいう。